

# 平成19年度から税源移譲によって所得税・住民税が変わっています。

## 市区町村への申告により、住民税が減額されます。

- ・平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る減額措置について（平成19年度分住民税のみ適用）

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。（還付を受けるためには申告が必要です。）

### 対象者

#### (1)と(2)を両方とも満たす方

(1)平成19年度住民税の課税所得金額（分離課税分を除く）> 所得税との人的控除額の差の合計額

(2)平成20年度住民税の課税所得金額（分離課税分を含む） 所得税との人的控除額の差の合計額

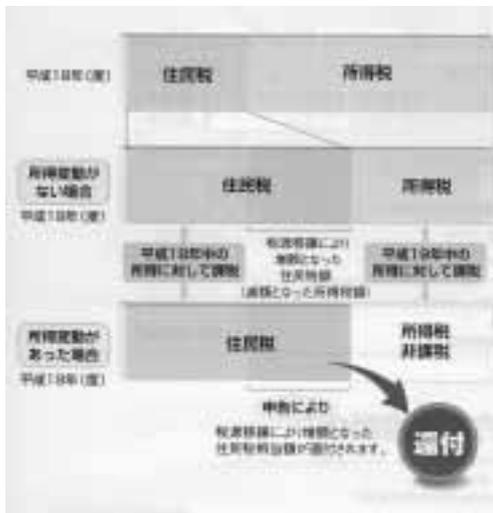
（人的控除の差額については7月号広報誌をご覧ください。）

### 計算方法

平成19年度の合計課税所得額については、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。すでに納入済みの場合は、還付します。

### 申告方法

対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までに平成19年度個人住民税を課税している市区町村へ申告することにより、経過措置が適用されます。



所得変動のモデルケース●夫婦 前年収入500万円の場合●

(単位：円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	還付130,000

	平成19年(度) 収入なし	還付
所得税	0	0
住民税	130,000	227,500
合計	130,000	227,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年度において100%と定率減税一時適用が平成20年1月1日現在適用されなくなり、この経過措置は適用されません。

※この経過措置が適用される方は、住民税と所得税の人的控除、配偶者控除、所得控除、基礎控除など、他の控除の合計額が、平成19年度の住民税の合計課税所得金額（調整控除後の金額）よりも多い場合、この年の金額を合計した金額に引き上げます。この場合、還付金控除額が0円となり、住民税の控除額が減少し、住民税の控除額が減少した分だけ住民税の控除額が減少します。

### ・所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

平成20年度住民税から、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を控除できるようになります。

（適用を受けるためには毎年申告が必要です。）

#### 控除対象年度

平成20年度から平成28年度の個人住民税

#### 控除対象者

平成19年度以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある方

（平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方に限ります。）

#### 控除額

（以下の と のどちらか小さい金額） - 所得税額（改正後税率、住宅借入金等特別控除前の額）

（0を下回る場合は0とします。）

所得税の住宅借入金等特別控除額

改正前税率での所得税額相当額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得金額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額）

#### 申告方法

特別税額控除を受けるには、毎年3月15日（20年は3月17日）までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ確定申告書又は住民税申告書（源泉徴収票添付必要）と合わせて住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされていない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

税額控除	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

税額控除	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

申告すれば…

税額控除	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

## ◆住民税の地震保険料控除が創設されました。

近年多発している地震火災を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

### ●損害保険料控除

平成19年度課税分まで

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の障害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

### ●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日まで締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額が長期損害保険料控除額の合計	25,000円

## ◆要介護認定者を対象とする障害者控除について

これまで身体障害者手帳、精神障害者手帳を有している者等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされてきましたが、それに加えて介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずる者として町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係(32-2000)までお問い合わせください。

### 12月は、道税の滞納処分強化月間です

北海道上川支庁では、12月を滞納処分強化月間として、自動車税、個人事業税などの未納者に対する、預貯金・給与・自動車等の財産差押を実施します。

まだ、納税されていない方は、お早めに納税してください。なお、日中納税できない方のために、次のとおり夜間納税窓口を開設しますので、ご利用ください。

(当日は、納税相談も受け付けております。)

【夜間】

日時 12月13日(木)午後5時30分~午後8時

場所 北海道上川支庁名寄道税事務所

(名寄市西4条南2丁目)

道税に関するご相談については、

上川支庁名寄道税事務所

(代表01654-2-4148)までご連絡ください。

申告も納税も、e-Taxで。

税務署

### 自宅などから

申告(所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税)

各種申請・届出、法定調書(合計表)の提出

納税証明書の電子請求・受領、手数料納付

各税目の納税

### e-Taxでらくらく送信

平成19年分税法改正により、e-Taxにより所得税の確定申告をすると…一定の要件を満たした場合には

・源泉徴収票や医療費の領収書、社会保険料・生命保険料・損害保険料の金額を証明する書類の提出又は提示が不要となります。

・5,000円の税額控除が受けられます

詳しくは税務署もしくは、下記のe-TAXホームページにてご確認ください。